

「土庄町高齢者保健福祉計画及び第10期土庄町介護保険事業計画」策定業務委託 仕様書

1. 件名

「土庄町高齢者保健福祉計画及び第10期土庄町介護保険事業計画」策定業務委託

2. 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、国や県の動向、本町の高齢者の状況等を的確に把握するとともに、本町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「土庄町高齢者保健福祉計画及び第10期土庄町介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

また、本計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

3. 履行場所

土庄町（以下「甲」という。）の指定する場所及び受託者（以下「乙」という。）の作業場所

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容

[令和7年度の業務内容]

(1) 実態把握調査の実施

・国から提示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を基本とし、実態把握のための調査方法、調査項目等の検討、提案を行うこと。また、包含計画策定のための調査項目についても検討のうえ、提案を行うこと。

・調査対象者がより回答しやすい調査票となる構成を検討すること。

・調査票回収後、以下の項目を踏まえ、地域の課題を特定できるような集計作業を行うこと。なお、集計項目及び分析方法是委託者と協議のうえ、決定すること。

◇要介護状態になる前の各種リスク評価

◇高齢者の社会参加の状況

◇介護保険サービスの利用意向（ニーズ）

◇介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用の動向

・上記の集計・分析結果をふまえ、要点をとりまとめた調査結果報告書を作成すること。報告書を作成する際は、表・グラフ等を用いた分かりやすいレイアウトを検討すること。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

<調査内容>

対象	・町内在住、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 ・要支援者1, 2 以上、約700人（無作為抽出）
設問	・国が示す必須項目 ・国が示すオプション項目 ・市町村の独自項目
期間・方法	・郵送調査（連番照合による無記名式調査） ・調査実施予定時期：令和7年12月（3週間程度を想定）
発送物	・調査票（A4判中綴じ製本、両面印刷、上質紙・1色刷り、16頁以内） ・発送用封筒（角2クラフト封筒） ・返信用封筒（角2クラフト封筒、2つ折り加工、テープ付き）

<調査業務の役割分担>

業務内容	委託者	受託者
調査内容の検討、調査票の作成・印刷		○
発送用封筒及び返信用封筒の作成・印刷		○
郵便申請（料金受取人払承認番号の取得）		○
調査対象者のデータ抽出、対象者名簿・宛名ラベルの作成	○	
宛名ラベルの貼付、調査票の封入・封緘 ※発送直前の除外対応を含む ※発送に係る郵送費の負担を含む		○
調査票の発送・送付	○	
調査票の回収、開封・ナンバリング作業	○	
回収済み調査票のデータ入力 ※回収数500件程度を想定 ※返送に係る郵送費の負担を含む ※ベリファイ入力等、データの確認作業を実施すること。		○
集計・分析（単純集計、属性別クロス集計、設問間クロス集計、前回比較等、自由記述等のとりまとめ）		○
調査結果報告書の作成		○
地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録支援 （登録用データの作成、登録に係る問い合わせ対応等）		○

②在宅介護実態調査

<調査内容>

対象	・町内在住、65歳以上の要介護認定を受けている高齢者 (施設入所者を除く) 以上、約150人
設問	・国が示す基本調査項目 ・国が示すオプション項目
期間・方法	・郵送調査（連番照合による無記名式調査） ・調査実施予定時期：令和7年12月（3週間程度を想定）
発送物	・調査票（A4判中綴じ製本、両面印刷、上質紙・1色刷り、12頁以内） ・発送用封筒（角2クラフト封筒） ・返信用封筒（角2クラフト封筒、2つ折り加工、テープ付き）

<調査業務の役割分担>

業務内容	委託者	受託者
調査内容の検討、調査票の作成・印刷		○
発送用封筒及び返信用封筒の作成・印刷		○
郵便申請（料金受取人払承認番号の取得）		○
調査対象者のデータ抽出、対象者名簿・宛名ラベルの作成	○	
宛名ラベルの貼付、調査票の封入・封緘 ※発送直前の除外対応を含む ※発送に係る郵送費の負担を含む		○
調査票の発送・送付	○	
調査票の回収、開封・ナンバリング作業	○	
回収済み調査票のデータ入力 ※回収数500件程度を想定 ※返送に係る郵送費の負担を含む ※ベリファイ入力等、データの確認作業を実施すること。		○
集計・分析（単純集計、属性別クロス集計、設問間クロス集計） ※在宅介護実態調査の自動集計ソフトを活用すること		○
調査結果報告書の作成 ※在宅介護実態調査の自動集計ソフトを活用すること		○
認定ソフト2021へのデータ登録支援 (登録用データの作成、登録に係る問い合わせ対応等)		○

③留意事項

- ・本町へ返送された調査票は、委託者と協議のうえ、安全に配慮した方法で受け渡しを行うこと。また、調査票の受け渡しについては、委託者の指示に基づき、最低2回の回収を見込むこと。
- ・調査票一式は、業務終了後すべて返却すること。

(2) 成果品

- ・入力データ及び集計データ（Excelデータ）
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）
- ・在宅介護実態調査結果報告書（WordまたはExcelデータ及びPDFデータ）
- ・地域包括ケア「見える化」システム登録用データ（電子データ）
- ・認定ソフト2021登録用データ（電子データ）
- ・その他本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

[令和8年度の業務内容]

(1) 現状分析

①高齢者福祉及び介護保険事業に関する現状分析

- ・本町の上位計画や関連計画等を参照することで、社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本町の高齢者を取り巻く状況、介護保険サービスの利用等について整理すること。
- ・現行の「第9期土庄町高齢者保健福祉計画及び土庄町介護保険事業計画」において設定した基本目標に基づき、計画内に記載された施策について施策評価シート等を作成することで、その内容を評価するとともに、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討を行うこと。また、必要に応じて、各課へのヒアリング調査を実施すること。

②給付分析

- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、委託者が提供する国保連合会の給付実績データ（111xxx.csv、011xxx.csv）を活用した給付分析を行うこと。
- ・事業量見込みに対する計画対比について、地域包括ケア「見える化」システムへの実績反映時期と策定委員会の開催時期に差異が生じることから、国保連合会の給付実績データを活用した給付分析を独自に行ったうえで、計画対比を検証すること。

③他保険者等の動向把握・情報提供支援

- ・国及び都道府県、他保険者等の動向を把握・分析すること。
- ・必要に応じて、他保険者における先進事例等について、情報提供を行うこと。

(2) 人口推計及びサービス見込量・保険料の設定支援

- ・人口、被保険者数及び要介護認定者数の将来推計を行うこと。
- ・認知症高齢者数の将来推計を行うこと。

- ・地域包括ケア「見える化」システムや現状分析の結果等を活用し、介護給付費対象サービス等の利用者数及び見込量を算出すること。推計値や見込量については、複数回推計を行う必要があると想定されるため、その都度地域包括ケア「見える化」システムへの入力及び修正作業に対応すること。
- ・上記を踏まえ、保険料の設定に関する提案及び算出作業を行うこと。

(3) 成果品

- ・本業務で作成・使用したデータ一式（電子データ） ※CD-R 1枚を納品すること。

5 その他

(1) 本業務の実施に伴う留意事項

- ・本業務の履行に係る打合せは、実施時期に応じて対面、電話、メール等で行うこと。また、打合せの結果については、受託者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。
- ・本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について委託者と協議すること。
- ・仕様書の詳細に係る事項や仕様書に定めのない事項は、国及び都道府県の指針等に準拠し、技術上必要と認められる事項について、受託者の責任において補充するものとする。また、業務遂行にあたって疑義・変更が生じた場合は、対応方法等について委託者と協議するとともに、協議結果をもとに誠意を持って対応すること。
- ・第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこと。委託者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、委託者と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。
- ・本業務のすべての成果品に係る著作権・版權等の権利は委託者に帰属する。受託者において責任をもって校正した後、委託者の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託者と協議のうえ、修正対応を行うこと。
- ・今後の法改正に伴い、国及び都道府県の指針等に変更等が生じた場合は、可能な限り対応すること。また、国及び都道府県への各種報告や資料提出があった場合には、委託者の指示する時期に円滑に対応すること。
- ・委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。

(2) 業務受託体制に関する留意事項

- ・令和7年4月1日時点で香川県内、徳島県内、高知県内又は愛媛県内に本店又は支店（本社又は支社）若しくは営業所のいずれかを有していること。
- ・本計画には、専門的知識や計画策定の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりが必要であるため、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定において、香川県内での受託実績を有していること。（調査業

務のみの策定実績は対象外とする。)

- ・本業務では、計画策定に係る施策展開を踏まえた実効性の高い計画策定を行うことを想定しており、専門的な知見を持った受託者による支援のもと、業務を遂行することを前提としている。よって、本業務を担当する研究員として、保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者のうち、異なる資格保有者を2名以上配置すること。(いずれも、常勤する正社員に限る。)

- ・土庄町個人情報保護法施行条例を制定する条例に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。また、本業務では個人情報を扱うため、情報セキュリティマネジメントシステムISMS認証または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク認証を取得し、1回以上更新していること。(法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。)

- ・個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うとともに、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。

以上